

各 位

## 松井証券が 「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」 の取扱いを12月23日（月）より開始

2019年11月22日（金）に運用を開始いたしました、新ファンド「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」の販売会社として、12月23日（月）から新たに松井証券株式会社が加わります。

「おカネに働いてもらう楽しさをすべての人に知ってもらいたい」という思いを日本中の方にお届けするために、引き続き、運用成績の向上とおお客様の長期的な資産形成をサポートする質の高いサービスの提供に励む所存です。今後とも一層のご支援とご指導のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

アストマックス投信投資顧問株式会社（受付時間：営業日の9：00～17：00）

電話：03-6721-6016 FAX：03-5447-8426

メールアドレス：[info@astmaxam.com](mailto:info@astmaxam.com)

### 「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」の特長

- ・ ETF（上場投資信託）を使って、様々な企業や国の高利回り債券へ投資を行ないます
- ・ 高利回り債券とは異なる値動きをする信用力の高い先進国国債や金を組み合わせ、値動きを滑らかにします  
※先進国国債、金は先物での運用となります
- ・ 先物取引の性質（テコの原理）を利用し、純資産総額の約3倍の資産を運用します

【ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型） お客様にご負担いただく主な費用】

#### ■お客様に直接ご負担いただく費用

購入時の手数料	購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

■ 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に年0.583%（税抜年0.53%）の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次のとおりです。		
		配分（税抜）	役務の内容
	委託会社	年0.25%	資金の運用の対価
	販売会社	年0.25%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
	実質的な投資対象とする投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等を加えた場合、当該運用管理費用等と信託報酬の合計は、年0.827%程度になります。なお、当該合計は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。		
その他の費用・ 手数料	<p>① 法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。</p> <p>② 有価証券や債券先物、商品先物売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。</p> <p>※ 上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>		

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成したものです。当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて、ハイ・イールド債券と新興国の債券を主要投資対象とする投資信託証券、国内外の債券先物取引及び商品先物取引に実質的に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの基準価額の主な要因は「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「債券先物取引による運用に伴うリスク」、「商品先物取引による運用に伴うリスク」、「当ファンドの資産配分に係るリスク」等です。ご投資に当たっては、販売会社よりあらかじめ又は同時にお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容等を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。



商号等：アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 387 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会